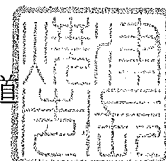


焼津市告示第81号

焼津市手数料条例別表第77号及び第78号の市長が定める機関を定める告示（平成29年焼津市告示第224号）の全部を改正する。

令和7年3月28日

焼津市長 中野弘道



焼津市手数料条例別表第91号及び第93号の2の市長が定める機関を定める件

申請の区分	市長が定める機関
非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関
複合建築物の非住宅部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物の住宅部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関

備考

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- 2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の申請について適用する。